

平成 20 年 11 月 25 日

株主および登録株式質権者各位

東京都千代田区三崎町 2 丁目 5 番 3 号
鉄 建 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 橋 口 誠 之

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関するお知らせ

当社は、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構に対し、当社の普通株式について平成 21 年 1 月 5 日から振替株式として取り扱うことに同意を与えました。

これに伴い、当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「決済合理化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項の定めに基づき本日、下記の通り日本経済新聞紙面にて公告いたしました。

記

1. 決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）をご利用になっていない株式に係る株主および登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名または名称、株式の種類、株式数等決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社

以 上

（注）

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主の権利を確保するため、発行会社（当社）が口座管理機関と契約して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。